

○内閣府令第三十四号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十七条第四項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第三十四条」を「第二十一条―第三十五条」に、「第三十五条―第三十九条」を「第三十六条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を「第四十一条―第五十二条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十三条―第五十六条」に、「第五十五条」を「第五十七条」に、「第五十六条―第八十二条」を「第五十八条―第八十四条」に、「第八十三条―第一百三条」を「第八十五条―第一百五十五条」に、「第一百四条―第二百二十三条」を「第一百六条―第二百二十五条」に、「第二百二十四条

―第一百五十五条〕を「第二百二十六条―第一百五十二条」に、「第二百五十一条―第一百六十条」を「第一百五十三条―第一百六十二条」に、「第一百六十一条」を「第一百六十三条」に改める。

第三章中第一百六十一条を第一百六十三条とする。

第二章第三節第二款中第一百六十条を第一百六十二条とし、第一百五十九条を第一百六十一条とする。

第一百五十八条中「第一百四十一条第三号」を「第一百四十三条第三号」に改め、同条を第一百六十条とする。

第一百五十七条中「第一百四十条各号」を「第一百四十二条各号」に改め、同条を第一百五十九条とする。

第一百五十六条中「第一百三十九条各号」を「第一百四十一条各号」に改め、同条を第一百五十八条とする。

第一百五十五条を第一百五十七条とし、第一百五十四条を第一百五十六条とする。

第一百五十三条中「第三十八条各号」を「第一百四十条各号」に改め、同条を第一百五十五条とする。

第一百五十二条を第一百五十四条とし、第一百五十一条を第一百五十三条とする。

第二章第三節第一款中第一百五十条を第一百五十二条とし、第一百四十九条を第一百五十一条とする。

第一百四十八条中「第六十一条及び第六十二条」を「第六十三条及び第六十四条」に改め、同条を第一百五十

条とする。

第四百四十七条を第四百四十九条とし、第二百二十四条から第四百六条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第三款中第二百二十三条を第二百二十五条とし、第二百四条から第二百二十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第二百三条を第二百五条とする。

第二百二条第二項中「第九十三条第二号、第九十四条第二号、第九十五条第二号及び第九十六条第四号」を「第九十五条第二号、第九十六条第二号、第九十七条第二号及び第九十八条第四号」に改め、同条を第四百四条とする。

第一百一条を第二百三条とし、第八十三条から第一百条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十二条を第八十四条とし、第八十一条を第八十三条とする。

第八十条第八項中「研修室」を「研究室及び研修室」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十九条を第八十一条とし、第五十六条から第七十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十五条を第五十七条とする。

第二章第一節第六款中第五十四条を第五十六条とし、第五十一条から第五十三条までを二条ずつ繰り下げ

る。

第二章第一節第五款中第五十条を第五十二条とし、第四十七条から第四十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第四十六条第二項中「関する事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十八条とする。

第四十五条第二項中「事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十七条とする。

第四十四条第二項中「事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十六条とする。

第四十三条第二項中「及び第二号並びに」を「、第二号及び」に改め、「事務（」の下に「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び」を加え、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室）

第四十五条 警備局警備課に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備

対策室を置く。

2 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に関する事務をつかさどる。

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の事務を掌理する。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第二章第一節第四款中第三十九条を第四十条とし、第三十五条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十四条を第三十五条とし、第二十条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第二款中第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(風俗環境対策室)

第十九条 生活安全局保安課に、風俗環境対策室を置く。

2 風俗環境対策室においては、令第十八条第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

3 風俗環境対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、風俗環境対策室の事務を掌理する。

附則に次の一項を加える。

5 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十一条」を「第百六十三条」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。